大労発基 0721 第1号
令和2年7月21日

建設業労働災害防止協会
大阪府支部　支部長　殿

大阪労働局長

令和2年度(第71回)全国労働衛生週間の実施について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、国民の労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、標記の週間を別添実施要綱に基づき、例年どおり9月1日から30日までを準備期間とし、本週間を10月1日から7日まで実施することとなりました。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、上記実施要綱に定められた事業場の実施事項が広く実施されるよう、貴団体会員に対する本週間の周知啓発に御協力をいただきますようお願い申し上げます。